

検査委託契約書（案）

収入

印紙

検査委託について、委託人 分任支出負担行為担当官 屋久島森林管理署長 野邊 忠司（以下「甲」という。）と受託人 ○○（会社名） ○○（役職） ○○（名前）（以下「乙」という。）とし各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結する。この契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持する。

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- (1) 契約予定金額 ￥0,000,000-
(取引に係る消費税及び地方消費税の額000,000円を含む)
- (2) 契約単価 ￥000-
(1㎡当たり) (取引に係る消費税及び地方消費税の額00円を含む)
- (3) 契約予定数量 6,100㎡
- (4) 事業行う場所 別紙検査委託記番別内訳書とする。
- (5) 検査内容 検査委託仕様書のとおり
- (6) 契約期間 自：令和 年 月 日 (契約日の翌日より)
至：令和9年3月19日
- (7) 支払場所 九州森林管理局
- (8) 契約保証金 納めないこととする。

（総 則）

第2条 乙は、甲が委託する頭書の委託内容について、検査委託契約書（以下「契約書」という。）及び検査委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき誠実にこれを実施しなければならない。

- 2 乙は、契約書及び仕様書に明示されていない事項又は、この契約の履行に疑義があるときは甲の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、検査委託業務を他に委託させ、又は請負わせてはならない。

（検査従事者の資格等）

第5条 検査従事者は、甲の定める資格要件を備えている者でなければならない。

- 2 乙は、甲の定める書式に基づいて、検査従事者を契約締結後速やかに甲に届出なければならない。
- 3 前項により届出た者を変更したときは、ただちに甲に変更届を提出しなければならない。

(業務等の変更又は中止)

第6条 甲は、必要がある場合には検査委託業務の内容を変更し、又は一時中止の措置をとることができるものとする。

(期限の延長)

第7条 乙は、その責に帰すことのできない事由により、契約書に定めた履行期限までに検査を完了することができないときは、期限満了前に甲に対して、その理由を付して期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の場合において、その理由が正当と認められるときは、契約の変更を行うものとする。

3 乙の責に帰すべき事由により契約書に定める履行期限までに完了する見込みのないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付して期限延長の承認を申請しなければならない。

4 甲は、前項の理由がやむを得ないものと認められるときは、期限の延長を承認し、その旨乙に通知しなければならない。

(検査完了届の提出及び確認)

第8条 乙は、検査が完了したときは、甲の定める書式により検査完了届に検査調書・数量確認集計表・野帳（自動選別機により計測及び数量確認する場合の野帳の取り扱いについては、自動選別機から仕分けデータをプリントアウトした帳票を野帳に代える）を添付して、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項に定める検査完了届を受領したときは、乙又は検査従事者立会のうえ関係書類に基づき、検査結果について確認しなければならない。

(検査委託代金の計算方法)

第9条 検査委託代金は、乙が行った検査に基づいて甲が確定した数量に、契約書に定める単価を乗じて決定するものとする。

(検査委託代金の支払)

第10条 乙は、第8条第2項に定める甲の確認を受けたときは、所定の手続きによって甲に検査委託代金を請求するものとする。

ただし、請求は、原則として月1回を越えてすることはできない。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払わなければならない。

3 甲が前項の期限までに検査委託代金を支払わないときは、期限満了の日の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率の割合で計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、100円未満の端数は切捨て、総額100円未満の場合は支払を要しないものとする。

(履行遅滞の違約金)

第11条 第7条第4項により、甲が期限の延長を承認した場合は、乙は、違約金として当初の履行期限の翌日から検査完了の日までの日数に応じ、確定検査委託代金に対し年5.00%の割合で計算した金額を甲に支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解

除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、委託予定金額の10/100に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の委託予定金額の10/100に相当する額のほか、委託予定金額の5/100に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（甲の契約解除権）

第14条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。この場合

乙はこれによって生じた甲の損害を賠償するものとし、その損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に完了する見込みがないと認められたとき
 - (2) 乙にこの契約の履行に関して不正行為があったと認められたとき
 - (3) 乙の契約違反によって契約の目的を達することができないとき
- 2 前項により契約を解除した場合において、検査完了の素材があるときは、甲は当該部分に対する検査委託代金を支払うものとする。
 - 3 甲は、検査物件に係る販売委託契約が解除されたときは、契約を解除する。
この場合、契約解除によって生じた損害があっても相互にこれを請求しないものとする。
 - 4 前項の場合、甲は検査完了の部分については乙に検査委託代金を支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、本条第2項に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲が検査数量を変更したため、検査委託予定数量が当初予定数量に対し2/3以上減少したとき。
- 3 前項により契約を解除した場合、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償するものとし、その損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の損害賠償義務)

第16条 乙は、素材の検査において故意又は過失により甲の所有に属する素材に、き損等の損害を与えた場合は、乙はその損害額を賠償しなければならない。

ただし、善良な管理者の注意を怠らなかった場合はこの限りでない。

- 2 乙又は、検査従事者の行った検査において乙又は検査従事者の故意又は過失により国に損害を与えた場合は、乙は、その損害額を賠償しなければならない。
- 3 乙が故意又は過失により第17条に定める支給物品及び貸与物品に滅失又は損害を与えたときは、乙はその損害額を賠償しなければならない。
- 4 前3項の損害額は、甲の算定により決定するものとする。

(債権債務の相殺)

第17条 この契約に基づき、乙が納付すべき違約金及び損害賠償金は、甲が支払う金額と相殺することができる。

(使用器具の認定)

第18条 乙が使用する計測用具は、甲の認定を受けたのち、使用しなければならない。

(支給物品及び貸与物品)

第19条 甲が検査のため、支給又は貸与する物品については契約の都度明らかにするものとする。

- 2 乙は、支給物品及び貸与物品を受領したときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給物品及び貸与物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、契約の完了又は変更もしくは解除に際し、不要となった支給物品及び貸与物品を甲の指示に従い、その指定する時期及び場所において、甲に返還しなければならない。

(安全衛生)

第20条 乙は、事業の実施に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第22条 この契約書に関して、甲乙間に紛争が生じたときは、第三者の斡旋により速やかに解決するものとする。

2 前項に定める第三者については、甲乙協議して選定するものとする。

(暴力団排除に関する特約事項)

第23条 別紙2のとおり

令和8年 月 日

委託人(甲)

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5
分任支出負担行為担当官
屋久島森林管理署長 野邊 忠司 印

受託人(乙)

〇〇(住所)
〇〇(会社名)
〇〇(役職) 〇〇(名前) 印

検査委託仕様書

(素材生産請負契約等の検査)

第1条 トラック積込地点（生産地点）での検査は、原則として積込時に完了するものとする。

ただし、販売委託材のうち、自動選別機による検知で確定する場合の検査は、販売委託契約先の受託市場で巻立て完了時に完了するものとする。

2 着荷場所において荷卸しされた素材について、原則として当日内に検査を完了するものとするが、当日にできない場合であっても速やかに検査を完了するものとする。

3 検査従事者は、「素材の日本農林規格」に基づき、九州森林管理局長が定める「検知心得」により、素材の樹種別区分、長径級の測定及び材質区分を行い、野帳に記入し、かつ素材の木口に径級及び材質区分を表示するものとする。

ただし、販売委託材のうち、自動選別機により検知で確定する場合の野帳の取り扱いについては、受託市場等で作成する帳票（自動選別機からの仕分けデータをプリントアウトされた帳票を野帳に代える）及び、森林管理署長等が指定する様式の数量確認集計表を作成するものとする。

4 検査従事者に補助者を置く場合においても、樹種別区分、長径級の測定及び材質区分は検知従事者自身が行われなければならない。

5 集計表及び野帳は、委託人が認める書式の帳票（自動選別機により計測及び数量確認する場合の野帳の取り扱いについては、自動選別機から仕分けデータをプリントアウトした帳票を野帳に代える）を使用することとし、概算契約にあつてはトラック1台毎に、その他にあつては委託人が指示または認める桝毎に区分し集計するものとする。

6 封印の異常の有無の検査及び解封

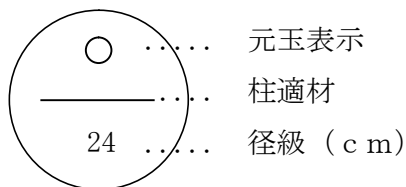
7 解封した封印鉛及び送状の保管

8 自動選別機を所有する民間工場において数量確認を行う場合は、職員（確認者）が常駐することを条件に検査委託を実施できる。

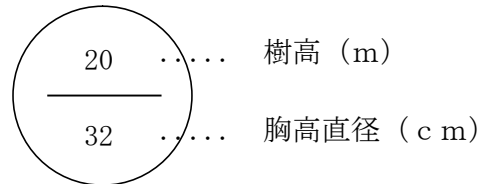
(木口の表示)

第2条 表示は、下図のとおりとし、一般材にあつては、木口に径級、柱適材及び材質区分による元玉・並玉を表示する。（並玉については径級のみ表示。）全幹材にあつては、木口に胸高直径、樹高を表示する。

「一般材」



「全幹材」



2 表示は、木材チョークによる記入又は、委託人の貸与する記号印を打記する。（委託人、受託人協議して何れかを決定する。）

3 表示は明確に記し、後日迄（市売日）消えないよう処理すること。

4 元玉については、ペンキを木口に塗付して表示すること。

5 ただし、上記1～4項について、自動選別機で計測された素材の表示については省略しても差し支えないこととする。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。